

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市条例第11号

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市町並み景観保全地区における防火上の措置等に関する条例（平成23年山鹿市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第4項中「第18条第3項」を「法第18条第3項若しくは第4項」に改める。

第10条第7号中「第3項」を「同条第3項」に、「令第23条第1項第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。